

答 申 書

鳥取市簡易水道事業審議会

平成27年10月

答 申 書

簡易水道事業及び飲料水供給施設の態様は様々であり、水源の種類や場所、水道施設の建設時期、事業規模など異なる背景をもち、料金の体系や額に地域間で大きな差が生じていた。

市町村合併調整方針では、「簡易水道使用料は、当面現行のとおりとし、地域の実情を考慮して総合的に検討し、平成27年度を目途に段階的に調整する。」とされ、平成18年度の本審議会答申に基づく次の基本方針により、市管理の簡易水道は、28年度の料金統一を目途に段階的に調整しているところである。

これまで、第1段階（平成19年度～21年度）、第2段階（22年度～24年度）、第3段階（25年度～27年度）と3年ごとに料金改定を実施した。

（基本方針）

- ① 市町村合併により13体系ある市管理の簡易水道料金を平成28年度に統一する。
- ② 合併直後の水道料金は、800円～2,992円（水道メーター口径13mmで1か月20m³使用した場合）と料金格差があるため激変緩和措置として、3年毎に4段階で料金統一をする。
- ③ 想定している統一料金は、口径13mmで1か月20m³使用した場合、2,509円（税込5%）とする。

本審議会では、この審議経過を踏まえ、市管理の簡易水道の料金統一について、下記のとおり答申する。

記

1 料金統一について

（1）料金統一の額

市管理簡易水道の料金統一の額は、口径13mmで1か月20m³使用した場合で2,581円（税込8%）が望ましい。この場合、料金の平均改定率は、8.23パーセントとする。ついては、改定後の料金は、別表1のとおりとし、口径13mmで1か月20m³使用した場合の各地域別簡易水道料金の推移は別表2のとおりとなる。

（2）改定する範囲

簡易水道料金を改定する範囲は、市が管理する簡易水道の給水区域とする。

（3）改定する期間

簡易水道料金の改定期間は、概ね3年から5年が基準であるが、平成29年度に上水道事業へ統合することが決定しており、この度の改定期間を28年度の1年間とする。

(4) 改定する時期

簡易水道料金の改定時期は、平成28年4月1日とする。これは、平成18年度の本審議会答申の基本方針に基づくもので、今回、第4段階目の最終段階の改定となる。

(5) 料金統一の考え方

簡易水道事業は、適正な経費負担区分を前提とした独立採算の考え方を基本原則としているが、上水道事業に比較して、水道を布設する上での地理的・地形的条件に恵まれていない地域が多く、効率的な水道施設の維持管理等が困難な状況である。

また、簡易水道施設等の多くが点在する中山間地域にあっては、給水人口が少なく、大量に水道を使用する大口の需要が少ないなど、料金収入のみによって経営することは非常に困難な状況である。このため、独立採算によることが客観的に困難であると認められる経費については、一般会計において負担している。

審議にあたっては、簡易水道事業の財政状況に加え、簡易水道事業等の上水道事業への統合を控えていることから、上水道との料金体系や口径別料金単価の比較を行うとともに、簡易水道料金の県内外自治体比較や本市における一般家庭や大口使用者の使用水量状況などを参考とした。

統一料金による料金改定の試算によると、28年度の財政収支見込みの結果、約2,500万円の財政収支不足額が見込まれた。この不足額の財源を水道料金で賄う場合、統一料金の額に更に上乗せをして料金の引き上げを行うこととなり、水道使用者が公平に負担する試算や大口使用者が負担する試算が示された。この試算による平均改定率は、いずれも約16パーセントであり、一般使用者や大口使用者にとり大幅な負担増となるものである。

平成21年度、24年度の本審議会における財政収支見込みは、今回同様、それぞれ不足額が見込まれたが、中山間地域が多く給水人口の少ない簡易水道給水区域の特性を踏まえ、一般会計からの財政負担で料金改定を実施した。

この度の財政収支によると、前2回に比較し不足額は減少しているが、今後も給水人口は減少していく見込みであり、水道料金の大幅な値上げは、以前にも増して中山間地域の過疎化の進展や企業の縮小など地域の活性化を図る妨げになる恐れがあると判断した。

よって、この度の財政収支不足見込み額は、一般会計からの繰入による財政負担を求めることが妥当であると考える。

一方、平成18年度の本審議会答申の基本方針に沿い、3年毎に激変緩和措置として料金改定を実施し、今回、最終段階の料金統一を行うことは広く関係住民に周知されている。

これらのことから、本答申に至ったものである。

2 付帯意見

(1) 事業の運営

本市の簡易水道は、現在普及率が99.8%と住民生活や社会経済活動を支える必要不可欠なライフラインである。特に中山間地域等では、地域の住民の生活環境の改善に大きく貢献するなど、その果たす役割は大変重要である。

- ① 事業の運営にあたっては、施設の維持管理体制の見直しや施設の統廃合を進めるなど一層の効率的な事業運営を図り、健全な経営が維持できるよう努められたい。
- ② 事業運営を効率的にしてもなお、財政収支不足にならざるを得ない場合は、中山間地域等における住民生活等を十分に考慮し、優先的に一般会計からの繰出しに配慮されたい。

(2) 簡易水道事業等の上水道事業への統合

本市は、簡易水道事業等を上水道事業へ統合する「簡易水道事業統合計画」を策定し、28年度末までの簡易水道等の整備に対して国庫補助を受け、順次整備を進めている。事業統合後は、上水道事業として水道局が効率的な経営体制の確立を図っていくことが期待される。

- ① 簡易水道料金は、激変緩和措置を講じこの度の料金統一の答申に至った。この経過を踏まえ、統合後に料金の統一をする場合、現在の簡易水道給水区域の利用者が、できる限り負担増とならないような施策を講じられたい。
- ② 簡易水道施設整備事業は、統合後も継続して実施せざるを得ない状況である。本市の財政負担を軽減するため、国庫補助期間の延長や地方公営企業繰出金制度の見直しなど、国、県などの関係機関に継続して要望をされたい。また、施設整備は計画に基づき、着実に事業の実施を図られたい。
- ③ 上水道事業の給水区域が広域化されることに伴い、適切な維持管理体制を早期に構築し、統合の目的である「住民に安全・安心な水道水を安定的に供給し、均一で良質な水道サービスを実現する」に努められたい。
- ④ 事業規模の大きな上水道事業に統合することにより、スケールメリットを生かし、経営の効率化を図るとともに、将来にわたる水道事業の健全な発展に努められたい。なお、統合により現在の上水道区域の住民に負担増となる場合は、当分の間、一般会計から財政的支援を行うよう配慮されたい。
- ⑤ 統合までの期間は、残すところ約1年5か月である。統合にあたっては、住民の視点に立って積極的な周知を図られたい。また、統合までの間、地元管理施設が市管理施設に移行する場合は、地元住民に十分に配慮し、改めて丁寧な説明をすることに努められたい。

別表 1

改定後の水道料金（1か月・税抜）

給水区域	該当する簡易水道等施設の名称	口径	改定後		改定前	
			基本料金	従量料金	基本料金	従量料金
※1	鳥取地域市管理簡易水道 (下段、有富簡易水道除く)	13mm	950円	1㎡から30㎡まで 72円/㎡ 30㎡を超え50㎡まで 83円/㎡ 50㎡を超える分 99円/㎡	910円	1㎡から30㎡まで 64円/㎡ 30㎡を超え50㎡まで 72円/㎡ 50㎡を超える分 84円/㎡
		20mm	950円		910円	
		25mm	1,480円		1,310円	
		30mm	1,480円		1,310円	
		40mm	3,800円		3,050円	
	50mm	5,950円	4,670円			
※2	国府地域全ての市管理簡易水道	13mm	950円	1㎡から30㎡まで 72円/㎡ 30㎡を超え50㎡まで 83円/㎡ 50㎡を超える分 99円/㎡	1,020円	1㎡から30㎡まで 65円/㎡ 30㎡を超え50㎡まで 83円/㎡ 50㎡を超える分 99円/㎡
		20mm	950円		1,020円	
		25mm	1,480円		1,620円	
		30mm	1,480円		—	
		40mm	3,800円		3,870円	
	50mm	5,950円	5,990円			
※3	福部地域全ての簡易水道	13mm	950円	1㎡から30㎡まで 72円/㎡ 30㎡を超え50㎡まで 83円/㎡ 50㎡を超える分 99円/㎡	925円	1㎡から30㎡まで 79円/㎡ 30㎡を超え50㎡まで 87円/㎡ 50㎡を超える分 99円/㎡
		20mm	950円		925円	
		25mm	1,480円		1,320円	
		30mm	1,480円		1,320円	
		40mm	3,800円		3,060円	
	50mm	5,950円	4,680円			
※4	口佐治簡易水道(佐治地域)	13mm	950円	1㎡から30㎡まで 72円/㎡ 30㎡を超え50㎡まで 83円/㎡ 50㎡を超える分 99円/㎡	1,160円	1㎡から30㎡まで 58円/㎡ 30㎡を超え50㎡まで 71円/㎡ 50㎡を超える分 83円/㎡
		20mm	950円		1,160円	
		25mm	1,480円		1,550円	
		30mm	1,480円		1,550円	
		40mm	3,800円		3,290円	
	50mm	5,950円	4,900円			
※5	中佐治簡易水道(佐治地域) 尾蔭簡易水道(佐治地域)	13mm	950円	1㎡から30㎡まで 72円/㎡ 30㎡を超え50㎡まで 83円/㎡ 50㎡を超える分 99円/㎡	890円	1㎡から30㎡まで 56円/㎡ 30㎡を超え50㎡まで 68円/㎡ 50㎡を超える分 80円/㎡
		20mm	950円		890円	
		25mm	1,480円		1,280円	
		30mm	1,480円		1,280円	
		40mm	3,800円		3,020円	
	50mm	5,950円	4,640円			
※6	西加茂簡易水道(佐治地域)	13mm	950円	1㎡から30㎡まで 72円/㎡ 30㎡を超え50㎡まで 83円/㎡ 50㎡を超える分 99円/㎡	950円	1㎡から30㎡まで 72円/㎡ 30㎡を超え50㎡まで 83円/㎡ 50㎡を超える分 99円/㎡
		20mm	950円		950円	
		25mm	1,480円		1,480円	
		30mm	1,480円		1,480円	
		40mm	3,800円		3,290円	
	50mm	5,950円	4,900円			
※7	気高地域全ての簡易水道	13mm	950円	1㎡から30㎡まで 72円/㎡ 30㎡を超え50㎡まで 83円/㎡ 50㎡を超える分 99円/㎡	820円	1㎡から30㎡まで 71円/㎡ 30㎡を超え50㎡まで 82円/㎡ 50㎡を超える分 98円/㎡
		20mm	950円		820円	
		25mm	1,480円		1,360円	
		30mm	1,480円		1,360円	
		40mm	3,800円		3,530円	
	50mm	5,950円	6,960円			
※8	鹿野地域全ての簡易水道	13mm	950円	1㎡から30㎡まで 72円/㎡ 30㎡を超え50㎡まで 83円/㎡ 50㎡を超える分 99円/㎡	920円	1㎡から30㎡まで 63円/㎡ 30㎡を超え50㎡まで 74円/㎡ 50㎡を超える分 89円/㎡
		20mm	950円		920円	
		25mm	1,480円		1,310円	
		30mm	1,480円		1,310円	
		40mm	3,800円		3,050円	
	50mm	5,950円	4,660円			
※9	長和瀬簡易水道(青谷地域) 上露谷飲料水供給施設(青谷地域) 屋住簡易水道(用瀬地域)	13mm	950円	1㎡から30㎡まで 72円/㎡ 30㎡を超え50㎡まで 83円/㎡ 50㎡を超える分 99円/㎡	920円	1㎡から30㎡まで 63円/㎡ 30㎡を超え50㎡まで 76円/㎡ 50㎡を超える分 91円/㎡
		20mm	950円		920円	
		25mm	1,480円		1,330円	
		30mm	1,480円		1,330円	
		40mm	3,800円		3,110円	
	50mm	5,950円	4,870円			

給水区域	該当する簡易水道等施設の名称	口径	改定後		改定前			
			基本料金	従量料金	基本料金	従量料金		
※10	蔵内簡易水道(青谷地域) 有富簡易水道(鳥取地域) 津野簡易水道(佐治地域)	13mm	950円		790円			
		20mm	950円	1㎡から30㎡まで	72円/㎡	790円	1㎡から30㎡まで	63円/㎡
		25mm	1,480円	30㎡を超え50㎡まで	83円/㎡	1,210円	30㎡を超え50㎡まで	77円/㎡
		30mm	1,480円	50㎡を超える分	99円/㎡	1,210円	50㎡を超える分	89円/㎡
		40mm	3,800円			2,990円		
		50mm	5,950円			4,750円		
		75mm	13,390円		10,520円			
※11	八葉寺簡易水道(青谷地域) 下段簡易水道(鳥取地域) 荒舟簡易水道(国府地域) 江波簡易水道(用瀬地域)	13mm	950円		820円			
		20mm	950円	1㎡から30㎡まで	72円/㎡	820円	1㎡から30㎡まで	58円/㎡
		25mm	1,480円	30㎡を超え50㎡まで	83円/㎡	1,250円	30㎡を超え50㎡まで	66円/㎡
		30mm	1,480円	50㎡を超える分	99円/㎡	1,250円	50㎡を超える分	78円/㎡
		40mm	3,800円			3,040円		
		50mm	5,950円			4,800円		
※12	早牛簡易水道(青谷地域) 社中央簡易水道(用瀬地域)	13mm	950円		820円			
		20mm	950円	1㎡から30㎡まで	72円/㎡	820円	1㎡から30㎡まで	64円/㎡
		25mm	1,480円	30㎡を超え50㎡まで	83円/㎡	1,260円	30㎡を超え50㎡まで	79円/㎡
		30mm	1,480円	50㎡を超える分	99円/㎡	1,260円	50㎡を超える分	91円/㎡
		40mm	3,800円			3,040円		
		50mm	5,950円			4,800円		
※13	勝部簡易水道(青谷地域)	13mm	950円		935円			
		20mm	950円	1㎡から30㎡まで	72円/㎡	935円	1㎡から30㎡まで	63円/㎡
		25mm	1,480円	30㎡を超え50㎡まで	83円/㎡	1,350円	30㎡を超え50㎡まで	76円/㎡
		30mm	1,480円	50㎡を超える分	99円/㎡	1,350円	50㎡を超える分	94円/㎡
		40mm	3,800円			3,130円		
		50mm	5,950円			4,890円		

- ※1 … 福井の一部、上原、岩坪、上砂見、矢矯、細見、高路、妙徳寺の一部、瀬田蔵、中砂見、松上、榎原、御熊、下砂見、百谷、滝山の一部、河内
- ※2 … 国府町雨滝、国府町大石、国府町神護、国府町山崎、国府町中河原、国府町吉野、国府町神垣、国府町岡益、国府町栃本、国府町楠城、国府町高岡、国府町糸谷の一部、国府町新井、国府町清水の一部、国府町松尾、国府町殿
- ※3 … 福部町左近、福部町久志羅、福部町中、福部町蔵見、福部町南田、福部町栗谷、福部町八重原、福部町箭溪、福部町高江、福部町海士、福部町細川、福部町湯山、福部町岩戸、上野(百谷の一部、滝山の一部、岩倉の一部、国府町美敷の一部)
- ※4 … 佐治町葛谷(上葛谷区域に限る。)、佐治町刈地、佐治町大井、佐治町古市、佐治町森坪、佐治町加茂(万蔵区域に限る。)、佐治町福園の一部
- ※5 … 佐治町加瀬木、佐治町高山、佐治町尾際
- ※6 … 佐治町加茂(小田、細尾区域に限る。)
- ※7 … 気高町下光元、気高町上光、気高町常松、気高町富吉、気高町宝木、気高町酒津、気高町奥沢見、気高町宿、気高町土居、気高町重高、気高町二本木、気高町下坂本、気高町日光、気高町浜村、気高町勝見、気高町八幡、気高町高江、気高町郡家、気高町新町一丁目、気高町新町二丁目、気高町新町三丁目、気高町北浜一丁目、気高町北浜二丁目、気高町北浜三丁目、気高町殿、気高町飯里、気高町下石、気高町上原、気高町山宮、気高町睦逢、気高町会下、気高町下原、気高町八束水
- ※8 … 鹿野町今市、鹿野町鹿野、鹿野町未用、鹿野町閉野、鹿野町広木、鹿野町水谷、鹿野町河内、鹿野町寺内、鹿野町宮方、鹿野町中園、鹿野町岡木、鹿野町乙亥正
- ※9 … 青谷町長和瀬、青谷町露谷の一部、用瀬町屋住
- ※10 … 有富、佐治町津野、青谷町蔵内の一部
- ※11 … 下段、青谷町八葉寺、国府町荒舟、用瀬町江波
- ※12 … 用瀬町安蔵(岡、塚原、鹿子区域に限る。)、用瀬町宮原、青谷町早牛
- ※13 … 青谷町桑原、青谷町澄水、青谷町楠根、青谷町紙屋、青谷町田原谷

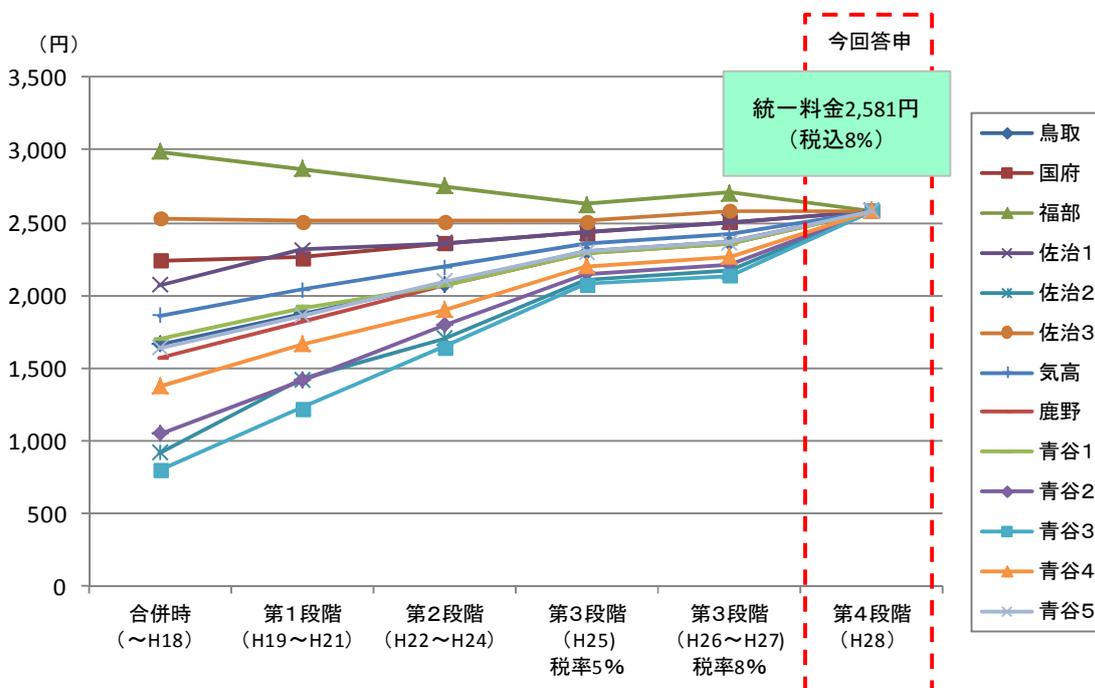
別表 2

口径13mmで1か月に水道を20m³使用した場合の各地域簡易水道料金

(税込)

地 域	給水区域	グラフ凡例	合併時 (~平成18年度)	第1段階 (平成19~ 21年度)	第2段階 (平成22~ 24年度)	第3段階 (平成25年度) 税率5%	第3段階 (平成26~ 27年度) 税率8%	第4段階 (平成28年度)
鳥取 (一部 区域除く)	※1	鳥取	1,669円	1,874円	2,079円	2,299円	2,365円	2,581円
国府	※2	国府	2,243円	2,262円	2,362円	2,436円	2,505円	
福部	※3	福部	2,992円	2,871円	2,751円	2,630円	2,705円	
佐治	※4	佐治1	2,073円	2,315円	2,362円	2,436円	2,505円	
	※5	佐治2	923円	1,422円	1,706円	2,110円	2,170円	
	※6	佐治3	2,534円	2,509円	2,509円	2,509円	2,581円	
気高	※7	気高	1,860円	2,037円	2,199円	2,352円	2,419円	
鹿野	※8	鹿野	1,570円	1,827円	2,073円	2,289円	2,354円	
青谷 (鳥 取、国府、 用瀬及び佐 治地域の 一部を含む)	※9	青谷1	1,700円	1,916円	2,063円	2,289円	2,354円	
	※10	青谷2	1,050円	1,417円	1,800円	2,152円	2,214円	
	※11	青谷3	800円	1,228円	1,648円	2,079円	2,138円	
	※12	青谷4	1,380円	1,669円	1,900円	2,205円	2,268円	
	※13	青谷5	1,640円	1,863円	2,100円	2,304円	2,370円	

※給水区域は「別表1」に準ずる。



添付資料

資料番号	内 容
1	鳥取市簡易水道事業審議会委員名簿
2	審議経過
3	市管理簡易水道の料金統一について（諮問書）
4	鳥取市簡易水道事業審議会条例

鳥取市簡易水道事業審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

(五十音順・敬称略)

氏 名	現 職 名 等
有田 裕	公募
奥田 通雄	福部地域代表
久野 勇	鹿野地域代表
黒岩 正光	鳥取大学工学部土木工学科 教授
桑原 英樹	公募
見生 恭祥	青谷地域代表
◎ 瀬村 誠	鳥取地域代表
田中 満智子	鳥取市消費者団体連絡協議会 常任委員
谷口 輝男	佐治地域代表
民野 千秋	鳥取市連合婦人会 常任委員
中屋 史男	公募
西川 功美	用瀬地域代表
○ 春名 英介	鳥取県行政書士会 理事
広瀬 いつ子	国府地域代表
藤原 富美子	気高地域代表

審議経過

区分	日にち・場所	審議事項
第1回	平成27年7月3日(金) 市役所本庁舎6階 全員協議会室	1 諮問 市管理簡易水道の料金統一について 2 議事 (1) 簡易水道事業の概要について (2) 平成27年度簡易水道事業費特別会計 当初予算の概要について (3) 市管理簡易水道の料金統一の経過について (4) 簡易水道事業の上水道事業への統合について (5) 審議会開催スケジュール(案)について
第2回	平成27年8月28日(金) 市役所本庁舎4階 第2会議室	議事 (1) 前回審議会の質問等について (2) 全国簡易水道料金等比較について (3) 市管理簡易水道の料金改定について
第3回	平成27年10月9日(金) 市役所本庁舎4階 第2会議室	議事 答申案について



発農整第 1 4 9 号
平成 2 7 年 7 月 3 日

鳥取市簡易水道事業審議会 会長 様

鳥取市長 深 澤 義 彦



市管理簡易水道の料金統一について（諮問）

鳥取市簡易水道事業審議会条例第 2 条の規定に基づき、市管理簡易水道の料金統一について諮問します。

<諮問の趣旨>

本市の簡易水道事業及び飲料水供給施設は、77箇所と国内でも最上位の施設数を有し、水源や浄水施設など小規模な施設の多くが中山間地域に広範囲に点在しています。

現在、平成 29 年 4 月の上水道事業との統合に向け、「鳥取市簡易水道施設整備計画（平成 22 年度～35 年度）」に基づき国庫補助を最大限に活用し、順次、施設整備を進め、長期の借入である地方債の償還額が今後最大になることが見込まれています。

一方、少子高齢化・人口減少社会の進展や節水型社会への移行に伴い、水需要は減少し、料金収入の増加が見込めない中で、地方債や国庫補助のほか一般会計からの繰入れを主要な財源として事業経営をしているところです。

簡易水道事業等の態様は様々であり、水源の種類や場所、水道施設の建設時期、事業規模など異なる背景をもち、料金の体系や額に地域間で大きな差が生じていましたが、合併調整方針や平成 18 年度簡易水道事業審議会答申に基づき、28 年度の料金統一を目途に段階的に調整しているところです。

これまで、料金統一の額を 2,509 円（口径 13mm で 1 か月 20 m³ 使用した場合。税込 5%。）と想定し、第 1 段階（平成 19 年度～21 年度）、第 2 段階（22 年度～24 年度）、第 3 段階（25 年度～27 年度）と 3 年ごとに料金改定を実施しており、この度は最終段階の料金統一について、貴審議会の意見を求めるものです。

○鳥取市簡易水道事業審議会条例

平成16年9月30日

鳥取市条例第110号

(設置)

第1条 簡易水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき鳥取市簡易水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、簡易水道事業の重要な事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。